

～短時間労働者の雇用保険～

Q 1日6時間・週4日勤務だったパート従業員が本人の都合で1日6時間・週2日勤務になりました。
引き続き被保険者でいられますか？

A 雇用保険に加入するには、週20時間以上の労働時間が必要で所定労働時間が週20時間未満になれば、被保険者資格を喪失します。

今回の場合、週2日に変わった時点で被保険者に該当しなくなるため、会社は資格喪失の手続きをとる必要があります。しかしながら、雇用条件の変更だけで退職はしないため、うっかりして資格喪失手続きを忘れてしまうこともあると思います。

退職後はいじめて被保険者資格の喪失手続きを行う場合であっても、退職日ではなく、雇用条件が変更になった時点までさかのぼって資格喪失手続きをする必要があります。

今回のご相談の方が退職することになった場合、失業手当が受給出来るかどうかは、退職する時期によって決まってきます。

特別の理由がある場合を除き、失業手当が受給できるのは資格喪失日翌日から一年間です。

週2日勤務になり1年経過後に自己都合退職した場合、勤務日数が週4日から2日に変更した時点で被保険者資格を喪失しすでに1年を過ぎていることになり、失業手当は受給できません。

資格喪失から1年以内に退職するようであれば失業手当がもらえる可能性もありますが、自己都合の退職では、失業手当をもらうまで原則3か月間の給付制限期間が設けられています。

受給期間の一年間というのは、失業手当をもらい終えるまでの期間であるため、勤務日数を変更した時点から退職時期によって、失業手当が全くもらえない、もしくは満額もらえないという事になります。

パートタイム労働者でも一定の基準を満たせば雇用保険の被保険者となり、失業等給付が受けられます

(1) 適用要件

パートタイム労働者でも、以下の①及び②の適用基準のいずれにも該当する場合には雇用保険の被保険者になります。

<雇用保険の適用基準>

- ① 1週間の所定労働時間 20 時間以上であること。
- ② 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(2) 適用区分

雇用保険の被保険者は、年齢より次のような被保険者の種類に分類されます。

65 歳未満	65 歳以上(※)
「一般被保険者」	「高年齢継続被保険者」

(※)65 歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている方に限ります。65 歳以降に新たに雇用された方は被保険者とはなりません。

- (3) 失業等給付の求職者給付の受給資格要件
雇用保険の失業等給付の求職者給付の支給を受けるためには、離職の日以前、一定の期間に、次の「被保険者期間」が必要です。
- ① 「一般被保険者」に該当する方の場合
離職の日以前 2 年間に賃金支払基礎日数 11 日以上の方が 12 か月以上あること。
(ただし、倒産・解雇などによる離職の場合及び雇止めによる離職の場合は、離職の日以前 1 年間に賃金支払基礎日数 11 日以上の方が 6 か月以上でも可。)
 - ② 「高年齢継続被保険者」に該当する方の場合
離職の日以前 1 年間に賃金支払基礎日数 11 日以上の方が 6 か月以上あること。
- (4) 雇用継続給付の受給資格要件
被保険者が一定の要件を満たせば、以下の雇用継続給付の支給を受けることができます。
- ① 高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金
被保険者が 60 歳から 65 歳になるまでの間について、一定の要件を満たせば支給対象となります。
 - ② 育児休業給付金
被保険者が育児休業を取得した場合において、一定の要件を満たせば支給対象となります。
 - ③ 介護休業給付金
被保険者が介護休業を取得した場合において、一定の要件を満たせば支給対象となります。

雇用保険の適用・給付の詳細については、お近くのハローワークへお問い合わせください。